



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次

- 告示
 - 778 生活保護法による介護機関の指定(福祉保健総務課)
 - 779 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課)
- 教育委員会告示
 - 3 和歌山県指定文化財の指定
 - 4 和歌山県指定文化財の指定解除
- 監査公表

監査公表第27号

告 示

和歌山県告示第778号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定により介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年6月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
有限会社優心の郷	有田市辻堂656-3	サンライズケア	有田市辻堂656-3	居宅介護支援	平成19.2.5
有限会社優心の郷	有田市辻堂656-3	サンライズケア	有田市辻堂656-3	訪問介護・介護予防訪問介護	平成19.2.5
有限会社プライムタイム	有田市箕島22-1	ひまわりケアサービス	有田市箕島22-1	居宅介護支援・介護予防通所介護	平成19.5.1
有限会社プライムタイム	有田市箕島22-1	グループホームひまわり	有田市箕島22-1	介護予防認知症対応型協同生活介護	平成19.5.1
医療法人健佑会	東牟婁郡串本町有田49-9-1	介護老人保健施設けんゆう苑	西牟婁郡すさみ町江住上ミ平見800	介護予防通所リハビリテーション・介護予防短期入所療養介護	平成19.5.1

和歌山県告示第779号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同

法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成19年6月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3012500066	ふくいくの園	西牟婁郡上富田町岩田1776-1	生活介護	肢体不自由・知的障害	社会福祉法人和歌山県福祉事業団	西牟婁郡上富田町岩田2456-1	平成19.6.1	平成25.5.31

教育委員会告示

和歌山県教育委員会告示第3号

和歌山県文化財保護条例(昭和31年和歌山県条例第40号)

(建造物の部)

第3条第1項の規定により、次の表に掲げる文化財を和歌山県指定文化財に指定する。

平成19年6月12日

和歌山県教育委員会委員長 榎畑直尚

種別	名称	所在の場所	所有者	所有者住所
有形文化財(建造物)	地藏堂 附・棟札(天正十七年十一月廿八日)	1棟 伊都郡かつらぎ町花園北寺85番 2枚	北寺区	伊都郡かつらぎ町花園北寺

	・地藏堂修復勅化寄進物の記(寛政二庚戌年四月十有七日) 1枚 ・板本尊(板絵著色地藏菩薩像) (天文六年丁酉) 1枚		
--	--	--	--

(美術工芸品の部)

種別	名称及び員数	所有者	所有者住所
有形文化財 (美術工芸品・彫刻)	塑造業師如来坐像 1軀	宗教法人禅林寺	海南市幡川424番地
有形文化財 (美術工芸品・歴史資料)	近代捕鯨銃砲 22基	太地町 (太地町立くじらの博物館保管)	東牟婁郡太地町太地2934番地 地の2

(有形民俗文化財の部)

種別	名称	所有者等	所在の場所
民俗文化財 (有形民俗文化財)	日高地域の地曳網漁用具及び和船用具 87点 文献資料 3点 和船 1艘	和歌山県 (和歌山県立紀伊風土記の丘保管)	和歌山市岩橋1411番地

(無形民俗文化財の部)

種別	名称	保持団体	所在の場所
民俗文化財 (無形民俗文化財)	印南八幡の重箱獅子と祭	印南八幡秋祭実行委員会	日高郡印南町2657番地 印南八幡神社

(史跡の部)

種別	名称及び員数	所在地	所有者	所有者住所
記念物 (史跡)	名古曾火葬墓 770㎡	橋本市高野口町名古曾1431番	梅谷喜代子	橋本市高野口町名古曾1115番地の2
記念物 (史跡)	隅田八幡神社経塚 29.9㎡	橋本市隅田町垂井622番のうち 実測29.9㎡	宗教法人隅田八幡神社	橋本市隅田町垂井622番地

(名勝の部)

種別	名称及び員数	所在地	所有者	所有者住所
記念物 (名勝・庭園)	琴ノ浦温山荘園 38,664.98㎡	海南市船尾矢ノ島370番1のうち 実測24,560.05㎡、371番1、388番1、388番2	財団法人琴ノ浦温山荘園	海南市船尾矢ノ島370番地

和歌山県教育委員会告示第4号

和歌山県文化財保護条例(昭和31年和歌山県条例第40号)

第4条第1項の規定により、次の表に掲げる文化財を和歌山県

指定文化財から解除する。

平成19年6月12日

和歌山県教育委員会委員長 榎 畑 直 尚

種別	名称及び員数	所在地	所有者	所有者住所
記念物 (天然記念物・植物)	ほととのきの老木 1本	有田郡湯浅町湯浅785番地	宗教法人深専寺	有田郡湯浅町湯浅785番地

監 査 公 表

和歌山県監査公表第27号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により、平成19年5月25日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成19年6月12日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男

和歌山県監査委員 築 野 富 美

和歌山県監査委員 前 芝 雅 嗣

和歌山県監査委員 浅 井 修 一 郎

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監 査 対 象 機 関 名	監査実施年月日
和歌山県立高等看護学院	平成19年5月25日
和歌山県立橋本高等学校・古佐田丘中学校	"
和歌山県立紀北工業高等学校	"
和歌山県立伊都高等学校	"
和歌山県立紀北農芸高等学校	"
和歌山県立笠田高等学校	"
和歌山県立粉河高等学校	"
和歌山県立那賀高等学校	"
和歌山県立紀の川高等学校	"
和歌山県立きのかわ養護学校	"
和歌山県橋本警察署	"
和歌山県妙寺警察署	"
和歌山県岩出警察署	"

2 監査の結果

上記の機関においては、事務の執行は、適正であると認められた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。